

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令について (オリンピック競技大会の課題への対処等)

令和2年1月21日

1. 概要

(1) オリンピック競技大会の課題への対処

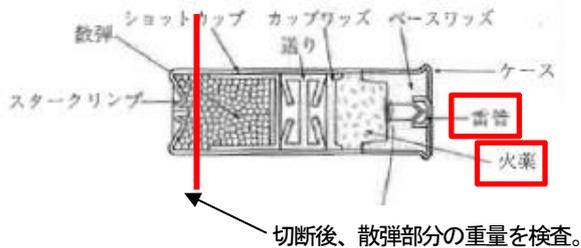
国際ルール改正を踏まえ、現在、射撃競技においては、審判に従事する者が実包を分解し、不正がないかを検査することとなっており、2020年に開催が予定されているオリンピック競技大会においてもこの検査が行われることとなっている。

当該行為は、火薬類取締法における製造行為に該当するものであるが、取り扱いについて検討したところ、国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会において、審判に従事する者が当該行為を行う場合は、十分な安全管理体制が構築されていると考えられることから、運動競技会を円滑に開催するために、1日につき実包200個以下に限り、火薬類取締法の製造許可を不要とすることとした。

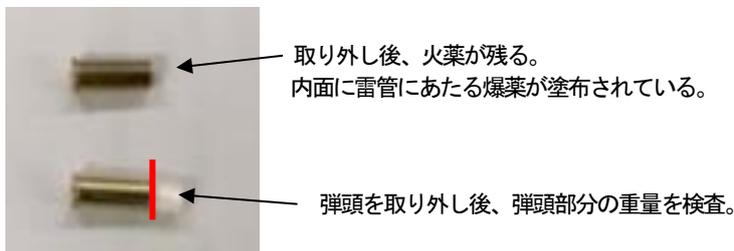
(参考) 審判に従事する者による実包分解検査の概要

審判に従事する者は、選手等から検査に必要な数の実包を抜き取り、分解した上で、弾丸の重量が規定値内であるかを検査。分解後に残る火薬や雷管は廃棄処分。

① クレー射撃の場合 (火薬量：約1.5g/発)



② ライフル射撃の場合 (火薬量：約0.1~0.2g/発)



(2) 製造保安責任者等の試験願書に添付する写真サイズの変更

火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者・占有者は、製造保安責任者／取扱保安責任者の資格を有した者を選任することとなっている。

当該資格を取得するための試験を受ける者は、写真（縦6センチメートル、横5センチメートル）を添付した願書を提出するよう定められているが、現在の証明写真では、当該サイズの写真を撮ることができないことから、写真のサイズを、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル（パスポートと同じサイズ）に改めた。

2. 具体的な改正内容

火薬類取締法施行規則（以下、「施行規則」という。）に、以下の規定を追加した。

(1) 国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会（オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、アジア射撃競技選手権大会及びそれらのテストイベント）における運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するために製造する場合には、1日につき実包200個以下（施行規則第3条第2号の2（新設））

(2) 製造保安責任者／取扱保安責任者の願書に添付する写真のサイズを縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルに改正（施行規則第78条第1項）

3. 今後のスケジュール

令和2年1月 公布・（同日付けで）施行